

来日したウクライナ避難民の患者受入れ環境整備支援等について

厚生労働省では、医療機関において、ウクライナ避難民の方々に適切に対応いただけるよう、従前から外国人患者に対応する医療機関への支援策として実施している「希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業」にウクライナ語を追加するなど、各種支援の取組を進めているところです。

今般、医療分野において、ウクライナ避難民患者への適切な受入れ環境の整備に向けて実施している取組について、医療機関に対し、各種支援策を活用し、ウクライナ避難民患者に対する適切な医療の提供について最大限協力いただくよう、神奈川県を通じて周知と協力依頼がありましたので、次のとおりご案内いたします。

1. ウクライナ避難民患者の受入環境の整備に向けた支援策

(1) 希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業

民間サービスが少なく、個々の医療機関においては通訳者の確保等が困難な希少言語に対して、国が有料の電話通訳サービスを24時間体制で提供しています（令和4年度はウクライナ語を含めた17言語）。利用時に簡単な登録をいただければ、全ての医療機関に利用いただけます。

ウクライナ語の通訳サービスの利用料金については、ウクライナ避難民受入れの対応方針を踏まえ、当面の間、無料とします（通話料は利用者負担となります）。

【概要資料】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00015.html

(2) 国による外国人対応に係る医療機関向け電話相談窓口の開設（夜間休日ワンストップ窓口事業）都道府県による医療機関向けの外国人対応に関する相談窓口の運営事業を補完するため、夜間休日（平日17時から翌9時まで、土日祝日24時間）は、国において医療機関向け電話相談窓口を開設しています。ウクライナ避難民の受入れを含め、医療機関における外国人患者対応に関する諸課題の解決に向け、国が委託運営するコールセンターが支援しています。

また、当事業の一環として、自治体からの相談にもメールにて24時間受付対応しています（医療機関から自治体に寄せられた外国人対応に関する相談について助言）。

【概要資料】

<https://www.onestop.emergency.co.jp/>